

協働のまちづくり活動支援事業選考委員会設置基準

令和6年1月24日 生活環境部長決裁

(設置)

第1条 協働のまちづくり活動支援事業募集要領に基づき、選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 協働のまちづくり活動支援事業（以下「活動支援事業」という。）の補助対象事業の選考に当たり、申込書類、プレゼンテーション等による説明に基づき評価を行い、順位付けすること。
- (2) 前号の順位付けの結果を基に、補助金総額の範囲内で活動支援事業を選考し、最終的に市へ報告すること。
- (3) 活動支援事業報告会において、補助対象事業の講評を行うこと。
- (4) 活動支援事業の実施に必要な事項について助言すること。

(組織)

第3条 委員会は、支援事業公開選考会の運営委託先により委嘱される委員3名以内をもって構成する。

2 委員会の座長は、委員の中から互選する。

3 委員の任期は、委嘱された日から第2条第3号に規定する補助対象事業の講評を行うまでとする。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ座長が招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、支援事業公開選考会の運営委託先において行う。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、その都度定める。

附 則

この基準は、平成19年5月28日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月14日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年4月30日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年1月24日から施行する。